

ちとせ男女平等推進会議設置要綱

(平成 10 年 4 月 25 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する諸問題について研究及び協議し、家庭・職場・地域が一体となった市民協働による男女共同参画社会の実現を図るため、ちとせ男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、「ちとせ男女共同参画推進プラン」の推進に関し必要な事項について研究及び協議を行う。

2 推進会議は、前項の研究又は協議の結果について市長に報告することができる。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 教育の関係者
- (2) 福祉の関係者
- (3) 労働団体等の関係者
- (4) 経済界の関係者
- (5) 地域活動の関係者
- (6) 女性団体の関係者
- (7) 公募による市民

2 委員に対する報酬は、支給しない。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 推進会議は、その所掌事項において必要があると認めるときは、関係部局の職員その他関係者に意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出等必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、男女共同参画推進担当課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成１０年７月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１５年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成１９年９月１日から施行する。